新型コロナウイルス感染症特別貸付に関するQ&A(令和2年4月9日現在) (新たに追加したものは<mark>黄色</mark>で表示しています。)

〈制度融資等について〉

Q1 新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要を教えて下さい

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近の売上が前年比、又は前々年比▲5%以上減少し、資金繰りに支障を来している中小企業組合の組合員の方にご利用頂ける制度融資です。

ご融資限度額(※1)は元高 20 億円以内、残高 3 億円以内です。利子補給制度の適用には、別途限度額がございます。

(※1)元高とは貸出額の累計です。また、ご融資限度額は日本政策投資銀行との合算運用となります。

〈無利子化・利子補給について〉

Q2 新型コロナウイルス感染症特別貸付は「実質的に無利子」と聞きましたが、概要を教えて下さい。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、一定の要件に該当する場合、利子補給を行うことで、お客様の資金繰りを支援する制度です。詳しくは、パンフレットをご覧ください。

なお、ご融資後は利息も含め商工中金にご返済いただきますが、利子補給金は、後日まとめて入金いたします。

Q3 申し込んだ事業者は、全て特別利子補給制度が利用できるのか、教えて下さい。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付における利子補給は、最近の売上が前年比、又は前々年比▲5%以上減少していることが要件です。また、特別利子補給制度は、売上高が前年、又は前々年比で▲20%以上減少している方等が対象となります。このため、全ての方がご利用することにはなりません。

また、特別利子補給制度における利子補給金の請求に係る具体的な手続きや、利子補給をお客様にお返しする方法等の詳細については、中小企業庁ホームページ等で公表されるまで、今しばらくお待ちください。

〈融資資格について〉

Q4 取引を開始するにあたり、必要条件があれば教えて下さい。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付のご利用には、Q1に記載の要件を満たす必要があります。加えて、商工中金では、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の対象としています。未加入の場合には、借入申込時にご相談下さい。

また、ご融資には審査があります。審査の結果、ご融資できない場合があります。また、法的整理の開始等、 借入金の延滞等が生じている事業者は、対象外となる場合があります。

〈融資時期について〉

Q5 いつ頃融資を受けることができますか。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付は関連システムの準備が完了する4月中旬を目途に開始します。なお、 4月中旬までにご資金が必要な事業者の方に対しては、所定の審査等ののち、一時的に商工中金所定の利 率にてつなぎ融資を行い、その後、新型コロナウイルス感染症特別貸付への借り換え手続きを実施いたしま す。

〈必要な書類について〉 令和2年3月24日追加

Q6 決算書を作成していない個人事業主の場合、どのような書類を提出すればよいですか。

A 個人事業主の場合(法人格を有さない場合)、決算書(写)に代えて確定申告書の直近3期分をご提出ください。

Q7 試算表を作成していない場合、売上を確認するための資料はどうすれば良いですか。

A 制度要件である売上減少が確認できる資料として、試算表のほか、売上帳、売上台帳等が考えられます。 これら以外でも、決算や税務申告(確定申告)の基礎となる資料として、定期的に継続して作成している計表な ども確認するための資料になり得る場合がありますので、個別に窓口でご相談ください。

〈制度が利用できる対象者について〉 令和2年3月30日追加

Q8 法的整理や借入金の延滞等が生じたことがある場合、それらが解消しても全て制度の対象外となるのか。

A 従来は法的整理や借入金の延滞等が生じたことがある場合、それが解消されていても制度の対象外となっておりましたが、現在制度の改正が予定されております。

制度改正後は、民事再生手続きや会社更生手続きが終結した方や、借入金の延滞が解消されたお客様は、本制度をご利用できるようになる見込みです。ただし引き続き、取引停止処分や差押等が生じたことのあるお客様は、本制度をご利用いただけない場合もございますので、詳細は個別に窓口でご相談ください。

Q9 創業から 6 か月で前年との比較ができない場合や、合併をした場合などの前年同期と単純に比較ができない場合はどうしたら良いですか。 **令和2年4月9日追加**

- A 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む。)など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方が制度の対象となります。
 - a 過去 3ヶ月(最近 1ヶ月を含む。)の平均売上高
 - b 令和元年 12 月の売上高
 - c 令和元年 10 月~12 月の売上高平均額

〈新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について〉 令和2年4月9日追加

Q10 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、民間金融機関の融資も「実質無利子化」になると公表されていましたが、詳細を教えてください。

A 申し訳ございませんが、民間金融機関融資の「実質無利子化」に関する詳しい情報は、当金庫ではお答えし かねますので、恐れ入りますが、中小企業庁の相談窓口(03-3501-1544)にお問い合わせください。

Q10 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、中小・小規模事業者等に対する新たな給付金(持続化給付金(仮称))が、公表されていましたが、詳細を教えてください。

A 申し訳ございませんが、中小・小規模事業者等に対する給付金に関する詳しい情報は、当金庫ではお答えし かねますので、恐れ入りますが、中小企業庁の相談窓口(03-3501-1544)にお問い合わせください。

Q10 令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、既存債務の借換 も可能とし、実質無利子化の対象となるとありますが、詳細を教えてください。

A 借換制度については、令和2年度補正予算の成立以降に取扱いを開始します。制度内容は現在検討中の ため、詳細が決まり次第ご案内いたします。